

社会福祉法人長野県共同募金会長野市共同募金委員会会則

(会則)

第1条 社会福祉法人長野県共同募金会（以下「県共募」という。）共同募金委員会設置規程第10条の規定に基づき、長野市における共同募金委員会の会則を次のとおり定める。

(名称)

第2条 この会の名称を、社会福祉法人長野県共同募金会長野市共同募金委員会（以下「本会」という。）とする。

2 本会に、32地区ごとに地区共同募金委員会（以下「地区委員会」）を置き、地区名を冠称する。

(目的)

第3条 本会は、県共募の定める諸計画に基づき、区域内の地域福祉の推進のため、本会の運営に住民の参加を図り、民意を十分に反映し共同募金運動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 募金活動の実施
- (2) 共同募金ボランティアの受入れ、登録、研修及び活動の企画・実践
- (3) 広報・啓発活動の実施と世論の醸成
- (4) 地域福祉にかかる資金需要の把握及び配分申請の周知と受付
- (5) 配分申請の審査及び配分業務
- (6) 長野市社会福祉協議会との連携
- (7) 配分を受ける団体等からの相談への対応
- (8) 地区委員会及び関係組織との連絡調整
- (9) その他、共同募金運動の目的達成のために必要な事業

2 本会は、県共募が定める期限までに、区域内における募金計画並びに配分計画、募金を行う際の募金活動案をまとめた共同募金推進計画を策定するものとする。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、長野市大字鶴賀字苗間平 1714 番地 5 の社会福祉法人長野市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）内に置く。

2 地区委員会の事務所は、長野市役所及び同支所又は住民自治協議会内に置く。

(組織)

第6条 本会は、次の者で組織する。

- (1) 長野市議会議長
- (2) 長野市副市長

- (3) 市社協会長
 - (4) 地区委員会の代表者（以下「地区委員会長」という。）
 - (5) 長野市民生委員児童委員協議会の代表者
 - (6) 長野市赤十字奉仕団の代表者
 - (7) 長野地区更生保護女性会の代表者
 - (8) その他寄付者の意志を公正に代表する者
- 2 本会に会務を処理するため幹事を置き、長野市職員を充てる。
 - 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、任期中に交替した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表者)

- 第7条 本会に役員として会長1名及び副会長3名を置き、会長は長野市議会議長を、副会長は長野市副市長、地区委員会長の代表者1名及び市社協会長を充てる。
- 2 会長は、本会を代表して会務を総括し、会議の議長となる。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 4 会長及び副会長は、県共募会長が委嘱する。
 - 5 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、任期中に交替した会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(監事)

- 第8条 本会に役員として監事2名を置く。
- 2 監事は、本会の活動状況及び財務を監査して運営委員会に報告する。
 - 3 監事は、第6条に規定する委員の中から選任し、県共募会長が委嘱する。
 - 4 監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、任期中に交替した監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員)

- 第9条 運営委員は役員として、運営委員会を組織して、第3条に定める目的を達成するために必要な事項を決定し、その執行に当たる。
- 2 運営委員は、第6条に規定する委員の中から選任し、会長が委嘱する。
 - 3 運営委員の定数は20名以内とする。
 - 4 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、任期中に交替した運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

- 第10条 この会則において別に定めるもののほか、次の事項は運営委員会に付議し議決を得なければならない。
- (1) 事業計画及び事業報告
 - (2) 予算及び決算

- (3) 会則の改正
- (4) 共同募金推進計画の策定
- (5) その他、会長が必要と認める重要な事項

- 3 運営委員会は、会長が招集し、議長となる。
- 4 運営委員会は、運営委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。ただし、書面により議題に対する賛否を申し出た場合は、出席とみなして定足数に算入する。
- 5 運営委員会の議事は、出席運営委員（第4項ただし書きによる者を含む。）の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(審査委員会)

- 第11条 本会に配分計画の策定や共同募金の配分の審査を行うことを目的として、審査委員会を設置し、審査委員5名以内を置く。
- 2 審査委員は、運営委員会で選任し、会長が委嘱する。
 - 3 審査委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、任期中に交替した審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 審査委員は、第9条第1項に定める運営委員を兼ねることができる。

(会計)

- 第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 本会の予算は、毎会計年度会長において作成し、運営委員会に付議する。
 - 3 本会の決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に会長において作成し、運営委員会に付議する。
 - 4 予算及び決算は市社協広報に掲出する等の方法により、市民に公表するとともに、県共募会長に報告する。
 - 5 本会の経費は、県共募からの交付金その他の収入を充てる。
 - 6 寄付金及び経費の収支を明らかにするために、総勘定元帳、現金出納帳、その他必要な諸帳簿を整備する。

(事務局)

- 第13条 本会の事務を処理するために事務局を置き、事務局職員は、会長が任免する。
- 2 事務局職員のうち1名を事務局長とし、出納責任者とする。

附 則

- 1 この会則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人長野県共同募金会長野市支会会則は廃止する。

附 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。